

# 大阪商業大学学術情報リポジトリ

## 活鯛について

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2017-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小田, 忠, ODA, Tadashi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/382">https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/382</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 〔史料紹介〕

## 活鯛について

小 田 忠

活鯛と書いてイキダイと読む。手元にある広辞苑第三版にも記載及び説明はない。広辞苑に項目がないことから活鯛という言葉が一般的でないことも理解できる。活鯛は文字通り、活きた鯛と云う意味で食前の数時間まで鯛が生きていなければならない。このような意味では流通の発達していなかった近世では活鯛の食味を甘受することはできない。活鯛を食することができるのは漁師か自分で鯛を釣り上げない限り不可能な時代だった。

江戸時代、あるいはそれ以前の古い時代の人々が生きた鯛を食することがどれ程困難な事か容易に想像できる。釣り上げた鯛を活きたまま食することができるのは、漁師である。浜辺から1~2時間の人が美味しい鯛を食べようと思えば、鯛を絞めた後、刺身・焼き魚・煮魚などどのような方法で鯛を食べても美味しく感じる。それでは江戸市中の人達は鯛に限らず魚を購入する手段の一つとしてぼてふりから買うことがある。

しかし、江戸の魚屋が市中に販売する出で立ち、もつこ上に楕円形の籠を置き、更に籠の上に半台を置く、たとえば初鰹を売る姿という、片方の半台に鰹を2~3尾載せ、もう一方は包丁とまな板を載せている。

魚屋が市中に出て販売する時刻は、夜中に魚市があり未明に出かける。そうすると陽が当たらず魚の鮮度は保持されるが、いかんせん、この時代に冷蔵設備を持たないもので魚が痛むのは江戸・大坂・京とも共通であった。

活魚を食するまでの一般的な事柄は上記の通りだが、城中に納入する鯛は下記の通りで、鯛を釣るなり、漁網で一網打尽にした鯛を生簀に入れ、餌を与えながら生簀で活かし、必要に応じて城中に納入した。これが活鯛納入と呼ばれている。

ここで大きな問題を抱えることになる。まず活鯛はどのような時に調理されるのか。次に活鯛は江戸近辺の濱からどのようなルートで城中に運ばれたのか。城中に運送する方法には二つある、陸路と舟運である。陸路を選んだ場合、魚の略奪や魚を安く販売するような輩が無理矢理魚を安く仕入れようと、運送中の魚を半ば強引に魚を入手しようとする。

これらを防止するのに、「御本丸御膳御用」の木札を立てて西の丸に運送すれば大きな障害もなく運送できた。一方、舟運を利用した場合、三河木綿の幟をたてて、海から水路を辿って城中に納入したと思われる。

また、これらの鯛をどこから仕入れていたのか。更に各地で水揚げされた鯛を一時的に生簀に入れ、畜養していた場所・活鯛を扱った問屋及び御用商人の実像。その他活鯛にまつわる話。

鯛の保存方法は乾鯛・焼鯛・塩鯛とあり、古来からこれらに作製された。畜養・運送技術が進歩すると鮮鯛が重宝されるようになった。春秋に鯛を水揚げして、活鯛のまま船で生簀に運び、生簀にて餌を与えながら活かし、遠隔の地よりの鮮鯛を京都や江戸に送った。

それでは、どうして江戸において鮮鯛が必要としたのか。幕府は出生・婚礼・將軍任用・正月・端午・七夕・八朔・重陽・月見の祝宴に多くの鮮鯛を必要とした。

その理由に諸説あるが姿・形・味・色などが他の魚より優れている。語呂合わせではないが「おめでたい」から来ている、という。納得しがたい、民俗・歴史的見地の研究を必要としている。

平成3年に『大阪商業大学商業史研究所資料目録第1集』を刊行した。その解題中、活鯛に関係する項目で〈活鯛の研究は皆無〉と書いた。この言葉を訂正したい。それは目録刊行後、必要があって社会経済史学の雑誌を調べている時に偶然目にしたものである。

下記の論文がそうである。論文の内容も併せて紹介する。

伊東彌之助「徳川時代活鯛納制とその推移（一）」（小野武夫編、昭和14年12月15日、社会経済史学会）

元治元年には幕府からの用命で年間5000両を本途値段で納められた。幕府においても活鯛は祝儀に料理に絶対欠くことができない。それで保護と強制が加えられた。

幕府は活鯛関係の業者に依頼して鯛を供給する。しかし鯛が欠乏しているときは遠州・房州・総州・常州などの漁村から広く買取して生簀に鯛を畜養するようにしている。

活鯛納入には仕入れを広く持ち、その上永く御囲い、餌代・番人・その他風雨による生簀船の損壊代などのため、多くの資金が必要となる。

大坂に勿魚市場を設置する請願理由は二つあり、一つは活鯛御用の激増により、駿州以東の漁獲の鯛のみでは品不足になることもあり、また、東国筋が不漁の際、西国筋の濱々へ仕入れをなさそうとした。西国筋で鯛の漁場が最大なのは讃岐の塩飽諸島で、この鯛を江戸に輸送するには非常な困難がつきまとった。二つは幕府から低利の貸付金を得て、高利に廻し、利益を得る貸附所を大坂に設置したかった。この活鯛納入の助成として勿魚市場と貸附所は設立できたが、実行に至らなかった。

伊東彌之助「徳川時代活鯛納制とその推移（二・完）」（小野武夫編、昭和15年1月15日、社会経済史学会）

天保13年の天保改革により禁止される迄、予期した成績があげられなかった。勿魚問屋は助成金の一部で仕入れ、主として讃岐の與島の生簀より回送の鯛の内、勿上がり鯛をそこで処分する。実際は活鯛50枚を神奈川表の生簀に送り、残漁はここで売却した。大坂における活鯛助成施設はこの時代で終了した。

江戸近傍の濱では漁師に諸道具・活具をあたえ、1月頃に浦々へ手代を派遣し、仕入金を渡し来春までの納鯛分を春漁にて仕入れる。秋漁は幕府の御用により増減するが、ほとんど春漁でこと足りた。漁獲された鯛はまず横須賀の下活所に収養された。そして、浮き袋に穴を開けて、浅い場所でも生きられるようにする。生簀は漁場から江戸まで所々に造られ、活鯛輸送の宿駅のような役割を果たしていた。江戸近傍でこの状態だから、駿河鯛の輸送、更には西国筋の活き廻しが非常に困難であったことは明白である。

活鯛納入は全く採算が合わなかった。幕府の納入価格は尺鯛1枚5匁5厘、市中相場は35匁だから合わないため、隠揚・隠売・その他不正行為が結果として行われるようになった。

当時の活鯛は品不足であり、悪潮・冷水の被害が多く、その上活き囲いするまで濱に40日～50日も活付け、その間に落上がる魚も多く、手数多く割の悪い仕事だった。

最後に神奈川活囲所から活鯛を江戸に運送する海路では船の檣に長さ2尺4寸5分、横9寸の三河木綿の幟をたて、陸路で行くときは「御本丸御膳御用」の木札を立て、江戸まで障害なく運送できた。

新しいところでは川村たづ子「柳屋」活鯛御用五十年の足跡（在野史論、平成8年、新人物往来社）がある。

大阪商業大学商業史博物館が所蔵する活鯛史料は13点あり、紙数の制限もあり、全部を紹介することができなかった。10点ほどの文書を翻刻し、簡単な説明を付した。

- 1「御用活鯛仕入銀御貸附見積勘定」請負方
- 2「御用活鯛仕入銀御貸附勘定見積」請負方播磨屋伊兵衛
- 3「御用活鯛御貸付魚市場覚」
- 4「上方活鯛仕法帳讃州塩飽法定」文政六年未九月吉日
- 5「御用活鯛勿魚売捌仕法書」播磨屋伊兵衛、天保十四卯年二月十九日
- 6「勿鯛上り鯛詰魚売捌仕法」
- 7「御貸附金一件控」文政十三寅年九月七日
- 8「口上」
- 9「差上申一札」天保七申年五月二日
- 10「御用廻鯛仕入并貸附録」請負方播磨屋伊兵衛  
 「御本丸御膳御用活鯛手当仕入濱控」文政七申年五月  
 「御用活鯛諸事控書」住吉屋町播磨屋伊兵衛、文政七年申三月吉日  
 「活鯛御手当御浦触写活鯛屋一同より江戸町御奉行筒井和泉守様へ御用印大坂へ登せ候事御願書」大坂請負人住吉屋町播磨屋伊兵衛、文化十酉年七月

1「御用活鯛仕入銀御貸附見積勘定」請負方

一御貸附銀凡勘定見積左之通凡銀壹貫目ノ拾貫目迄之銀高三百貫目与見積但銀壹貫目ニ付拾匁宛此利足銀三貫目也

壹ヶ月ニ而右之内	四百五拾目	壹朱半分	江戸納
同	貳貫貳百五拾目	七朱半分	銀主納
同	三百目	壹朱分	貸附所 諸誰売引貸附金

取扱人并相手其外世話人衆中給料割符

一御貸附銀拾壹貫目ノ貳拾貫目迄銀高三百貫目但壹貫目ニ付八匁宛此利足銀貳貫四百目也

壹ヶ月ニ而右之内	三百目	壹朱分	江戸納
同	壹貫九百五拾目	六朱半	銀主納
同	百五拾目	半朱分	取扱人 外前同断

一御貸附銀貳拾壹貫目ノ百貫目迄銀高四百貫目但壹貫目ニ付五匁宛此利足銀貳貫目也  
 壹ヶ月ニ而右之内 貳百目 半朱分 江戸納  
 同 壹貫六百目 四朱分 銀主納  
 同 貳百目 取扱人 外前同断  
 三口ノ分高壹ヶ月ニ而  
 銀九百五拾目 江戸納  
 但し壹ヶ年ニ 銀拾壹貫四百目也  
 同銀分高壹ヶ月ニ 銀五貫八百目也 銀主納  
 但し壹ヶ年ニ 銀六拾九貫六百目也  
 同銀分高壹ヶ月ニ 銀六百五拾目 貸附誰用賄取扱人諸入用  
 不給料  
 但し壹ヶ年 銀七貫八百目  
 右之通割合ニ仕度奉存候事

一西国筋濱々江仕入金貸渡可申節別紙一札取置證文之雛形左之通

一兩御丸様御用活鯛為御仕入別紙本證文ヲ以御銀何貫目奉拝借漁業請負仕候処実正也然ル  
 上者江戸表御大切之処鯛ニ相成可申活鯛浦方御困所江積送り相残ル勿鯛誰魚上り魚共不  
 残勿魚売捌魚市場請負人衆中江無滞積送り可申候右ニ付途中ニ而抜売等決而為致間敷候  
 万一不取斗之儀有之候節者如何様ニ御取立候共其節一言申間敷為後日依而如件

仕入漁濱

庄主 印

年号月日

漁船頭 印

大坂釣 印

船宿 印

一勿鯛上り誰魚共御仕入濱請負ともノ積来り候節我等方ニ而売捌右代銀壹割荷主ノ請取置  
 其時々貸附所江元利之内皆済ニ相成申迄者無相違急度上納可仕候為其奥書請印依而如件

勿魚売捌問屋

年行司判

請負方

鯛を集めるために西国筋の濱々に仕入れ金を貸すが、貸し渡し金額は銀1000貫目、活鯛を濱の罟所へ積送し、残った勿鯛を勿魚売捌魚市場請負人衆へも送った。この途中に抜け売りが無いように気をつける。貸し付けた銀1000貫目の利息の内訳は12.8<sup>匁</sup>-セントが江戸納、78.4<sup>匁</sup>-セントが銀主納、残りの8.8<sup>匁</sup>-セントが諸入用となっている。

## 2「御用活鯛仕入銀御貸附勘定見積」請負方播磨屋伊兵衛

一御貸附銀凡勘定見積左之通凡銀壹貫目ノ拾貫目迄之銀高三百貫目与見積但し銀壹貫目ニ

付拾匁ツ、無利足銀三貫目也

壹ヶ月ニ而右之内	四百五拾目	壹朱半分	江戸納
同	貳貫貳百五拾目	七朱半分	銀主納
同	三百目	壹朱分	貸附所 諸誰売引貸附金

取扱人并相司其外世話人衆中給料ニ割符

一貸附銀拾壹貫目ノ貳拾貫目迄銀高三百貫目但し壹貫目ニ付八匁ツ、無利足銀貳貫四百目也

壹ヶ月ニ而右之内	三百目	壹朱分	江戸納
同	壹貫九百五拾目	七朱分	銀主納
同	百五拾目	半朱分	取扱人 外前同断

一貸附銀貳拾壹貫目ノ百貫目迄銀高四百貫目但し壹貫目ニ付五匁ツ、無利足銀貳貫目也

壹ヶ月ニ而右之内	貳百目	半朱分	江戸納
同	壹貫六百日	四朱分	銀主納
同	貳百目		取扱人 外前同断

三口ノ銀分高壹ヶ月ニ而

	銀九百五拾目		江戸納
但し壹ヶ年ニ	銀拾壹貫四百目也		
同銀分高壹ヶ月ニ	銀五貫八百目也		銀主納
但し壹ヶ年ニ	銀六拾九貫六百日		
同銀分高壹ヶ月ニ	銀六百五拾目		取扱人諸入用外給料
但し壹ヶ年	銀七貫八百目		

右之通割合ニ仕度奉致候事

一西国筋濱々江仕入金貸渡可申節別紙一札取置證文之雛形左之通

一両御丸様御用活鯛為御仕入別紙本證文ヲ以御銀何貫目奉拝借漁業請負仕候処実正也然ル上ハ江戸表御大切之处鯛ニ相成可申活鯛浦方御囲所江積送り相残ル勿鯛誰魚上り魚共不残勿魚売捌魚市場請負人衆中江無滞り可申候右ニ付途中ニ而拔売与決而為致間敷候万一不取斗之義有之候節ハ如何様ニ御取立之義候共其節一言申間敷為後日依而如件

年号月	仕入漁濱
	漁船頭 庄主印
	大坂釣印
	但し船宿判

一勿勿鯛上り誰魚共御仕入濱請負者ノ積来候節我方ニ而売捌右代銀壹割荷主ノ請取置其時々貸附候元利之内皆済ニ相成申迄者無相違急度上納可仕候為其奥書請印依而如件

勿魚売捌問屋  
年行司判

請負方  
播磨屋伊兵衛

「御用活鯛仕入銀御貸附勘定見積」は先の「御用活鯛仕入銀御貸附勘定見積」と内容は同じで、貸し銀1000貫目の利息内訳及び金額・パーセントも同じである。

### 3「御用活鯛御貸付魚市場覚」

魚問屋九軒集り会所

金拾両	会所預り人	壱人
同拾両	相對人	壱人
同拾両	筆者	壱人
銀貳百目	小使	壱人
銀百六拾目	飯煮	壱人

家賃年分ニ 四百目斗  
 毎日諸入用年分ニ 銀三貫目斗  
 金三拾兩

銀三貫七百六拾目

一魚仲買 九拾軒之定印札

右壱株ニ金三拾兩之定

右之内当時金拾兩宛請取ル

此金都合九百兩也

代銀五拾八貫五百目 六五替

此利月八朱ニ而

壱ケ年ニ銀五貫六百拾六匁也

残り金 千八百兩也證文ニ而壱歩之利 此代百拾七貫目

此利年分ニ銀拾四貫四拾匁也

式口利銀合 拾九貫六百五拾八匁也

売場板九拾枚壱ケ月金貳歩宛

此金壱ケ年ニ五百四拾兩也 代銀三拾五貫百目

利銀板集右式口合銀五拾四貫七百五拾八匁也

右者九軒問屋割合ニ相成候事

一魚商人凡千人と見ル

此内 五百人證文印形ニ而取引

残り 五百人壱人分金五兩宛

此金集高貳千五百兩 此代銀百六拾貳貫五百匁

此利八朱ニ而壱ケ年ニ

銀拾五貫六百目

右三口合利銀高銀七拾貫三百五拾八匁也

惣集り金高 五千七百四拾兩 此内千八百兩貸附

一御貸附会所





右壺万枚新魚ニ付活鯛仕上ケ式割引正味八千枚元直段壺枚ニ付壺匁八分八厘リ

- 一 銀 六百目 活附諸入用
- 一 同 九貫八百目 活船水主□□并ニ諸雜用

右ハ活鯛八千枚船六艘ニ而積下リ諸入用

メ 銀貳拾五貫四百目

此金四百貳拾三兩ト貳拾匁ツ、

右者元直段見積り

- 一 活鯛 八千枚ツ、 兩ニ貳拾匁見積り

此代金四百兩ツ、

活道具并ニ仕入覚

- 一 銀六貫目 鯛網式艘ト仕入金
- 一 同三貫目 同釣船右同断
- 一 同六百目 簀罌代
- 一 同七拾五匁 木□十五丁
- 一 同三百貳拾目 網壺式
- 一 同九百目 小船式艘

メ 拾貫八百九拾五匁ツ、

此金百八拾壺兩貳分五匁ツ、

右者仕入諸道具入用

活鯛を10000枚水揚げした場合1枚銀1匁5分として銀15貫目になる。鯛が死に、逃げ出すことも考えあわせると、10000枚の内、2割がこれらの原因で減少し、正味8000枚が仕入れ枚数としたら1枚あたり銀1匁8分8厘の値段となる。

活鯛を積送する6艘分の費用と餌代を含め銀10貫400目、鯛の元値段と積送費用の合計は銀25貫400目となる。

元値段は1兩に20枚、活鯛の1枚あたりの値段は銀3匁1分7厘5毛となる。

##### 5「御用活鯛勿魚売捌仕法書」播磨屋伊兵衛、天保十四卯年二月十九日

一船三艘ト見積壺艘ニ五百目ツ、舟仕切銀壺貫五百目口銭壺割銀百五拾匁此内壺厘五毛此銀貳拾貳匁五分

一同四艘仕切銀同断メ貳貫目此口銭貳百目内壺厘五毛三拾目

右之通日順商内仕候処町方魚屋江五日間延売仕六日朝迄二者順々揚銭為致候ニ付初発之仕切銀ト壺厘五毛ト都合壺貫五百貳拾貳匁五分銀主方へ渡且又二日仕切銀貳貫目ト壺厘五毛ト都合貳貫三拾目銀主方江相渡右之通割合ヲ以日順に仕切銀高并壺厘五毛之口銭銀利与都合相渡右之通之仕法ニて候当時之売捌方仕居申候事

一町方得意持之魚屋共六拾日間掛売商内仕居申候者共江者慥成連印證文ヲ以活鯛御助成金御貸附銀ヲ以貸渡尤御利足者町御奉行様御触流候ハ、為成下趣意ヲ以貸渡銀壺貫目ニ付利足拾匁迄ニて貸渡可申候事

一町方魚屋共江定日通初発売渡申候魚代銀六日目朝迄ニ魚代残持参之者へ者為分戻し壹匁ニ付式厘ツ、拾匁ニ付式分ツ、差遣し可申候右戻り就ヲ以貸附之利足ト体ニ可申候義故町方之魚屋共之相続可仕基ニ可有之自然ト買人も多可相成右ニ順じ追々魚船多差仕候左之時者行々者何程ゆへ商内銀高ニ可相成義ハ難見積候得共是迄者生魚丈之商内ニ有之候得共當時にて者塩干又者共売捌為致候得者御手元次第ニ候ハ、商内銀高者思召之通に如何様共可相渡候義御座候

天保十四卯年二月十九日

播磨屋伊兵衛

船1艘につき銀500目の仕切銀として、3艘なら銀1貫500目の仕切銀が助成される。6日の朝には仕切銀と1割の口銭に対して銀1厘5毛に値する利息銀22匁5分を銀主に返済しなければならない。船が4艘なら、銀2貫目の仕切銀と銀30目の利息を返済することになる。

またきっちりとして6日の朝迄に魚代金を返済した者には戻し金として、銀1匁につき銀2厘宛、銀10匁につき銀2分宛が受けとることになる。この戻し金の対象金額は利息に対して行われ、銀30目の利息では銀6分を受取ることができた。

## 6「勿鯛上り鯛詰魚売捌仕法」

一両御丸様御膳御用活鯛勿上り鯛売捌市場再魚仕法左之通

一初發壹貫五百目仕切銀右之節此口銭壹割百五拾目内壹厘五毛此銀貳拾貳匁五分銀主方相渡

一二日目貳貫目仕切銀有之節此口銭壹割貳百目内壹厘五毛此銀三拾目銀主方江相渡

一三日目貳貫五百目仕切銀右之節此口銭壹割貳百五拾目内壹厘五毛此銀三拾七匁五分銀主方江相渡

一四日目三貫目仕切銀有之節此口銭壹割三百目内壹厘五毛此銀四拾五匁銀主方渡

一五日目三貫五百目仕切銀有之節此口銭三百五拾目内壹厘五毛此銀五拾貳匁五分銀主方江相渡

右之通り日順ニ御銀主方江初發壹貫五百目仕切分式拾貳匁五分之利割銀分都合壹貫五百式拾貳匁五分銀主渡如此六日目朝迄ニ順繰りに仕切銀高ニ応し其日利割銀分共銀主方江相渡

一町方魚屋共之内ニ者六拾日壹節季得意先江売込申候ニ付市場ニ買請魚代六日目毎ニ仕切勘定出来急申者江者活鯛御助金貸附所ノ魚屋共御連印三判調印為致貸遣尤利足戻し与して壹匁ニ付魚代銀勘定之節式厘ツ、魚屋共戻し可遣右式厘ヲ以貸附所ニて借請候利足并二元銀ニ積申節者凡七ケ年ニ者皆済ニ可相成自然ト魚市場町方魚屋共双方持合求続仕御江戸表江活鯛積廻し方も求続仕候者当時之御趣意ニて相叶い可申候

一御貸附金之義者先達而町御奉行様ノ御触流被為成下候通り壹貫目ニ付銀拾匁迄之利足ニて貸渡御大切ニ取扱可致事

この文書の特徴は6日毎に仕切勘定をする必要がある。仕切銀と利息を返済した場合には、銀1匁に対して銀2厘宛戻してくれる。この銀2厘を貸附所で借受け積み立てていけば、江戸表への活鯛納入は永続的になると云う。

## 7「御貸附金一件控」文政十三寅年九月七日

御用活鯛御助成金

出張

御貸附所之一件

御用達

活鯛屋長十郎

相司六兵衛

一御用活鯛之儀御来四拾五人扶持頂戴仕数年来無滞御用奉相勤候処追々御用多ニ相成候ニ付為助成貸渡拝借金三千兩奉願上候御金減方勘弁被仰聞依之七百兩勘弁仕奉申上候得者追々御糺之上文政三辰年十二月廿三日植村駿河守様御調濟之上北町御奉行柳原主計頭様於 御番所ニ右御金願之通式千三百兩拝借被仰付濱方仕入并御武家方町方在方共年壹割之利足ヲ以貸渡右利足之内御冥加として三步上納仕残七歩活鯛御用之積毛助成爲永統御下ヶ被下置候段被仰渡難有奉拝借追々貸渡候得共江戸表ニ而者御金融通不宜候ニ付大坂表江貸附出張仕度段去ル申年十一月中南町御奉行筒井伊賀守様御番所江奉願上尤仕法取斗方之儀者貸附所取建支配名前人等之儀者日取ニ而取極則濱方仕入并御武家方町方在方共貸渡方之儀も大坂市中振合勝手宜敷様得与仕法相立万之一及出所候様滞金出入出来候節ハ右御貸附所ハ大坂町御奉行所様江訴出可申様依之右之諸事取締届方等之儀者御金取扱人相仕六兵衛御添翰頂戴之上登坂可仕段追々奉願上置候御聞濟之上大坂表江御達ニ相成有之尚又去ル申年中別段為御用并魚市場北堀江ニおいて新規ニ取立度段奉願上置候處是又当寅年八月十八日 水野出羽守様御伺濟之上南町 御奉行筒井伊賀守様於 御兩例ニ願之通魚市場 御免被仰付右ニ付今般六兵衛儀登坂可仕ニ付御添翰願之儀左之通文面奉願大坂表江御達ニ相成候

乍恐以書付奉願上候

一本船町新兵衛店活鯛屋長十郎同店相司六兵衛一同奉申上候去ル辰年中活鯛為御助成拝借被 仰付候御金之内為融通大坂表江出張仕貸附所取立濱方仕入并御武家方町方在方共貸渡申度右之趣御聞濟ニ相成候得者右御金取扱致来候御座儀登出出張可仕場所見立取浦理店預り人等之儀者彼地ニ而取極万之一貸渡金相滞及出訴候節ハ右貸附所ハ同所町御奉行所様江願出可申心得方等奉申上委細六兵衛ハ御訴奉申上度依之御添翰被成下置候様仕度段去ル申年十一月中奉願上候處追々御尋御座候節前書之廉々御營奉申上候得者御聞濟之上大坂町御奉行所様江御達被成下置候段重々難有仕合奉存候且又上方活鯛永統積下方之儀ニ付大坂北堀江於一丁目魚市場取建之儀奉願上候御座儀今度願之通被仰付冥加至極難有仕合奉存候右魚市場取建冥加銀御聞濟之通毎年三拾枚づゝ下請負人共ハ同所町 御奉行所様江相納可奉申上候得共右場所 御免被 仰付候趣大坂市中江御触無之候而ハ町方魚屋共一同相濟不申魚捌方等ニ相□□可申儀ニ御座候勿論□御添触之儀同所ニ而も毎々御触流有之候御振合も御座候間魚市場并貸附所之儀御添触有之候様奉願上候猶又去ル文政四巳年六月中上方活鯛積下方ニ付御用印為差登候義御訴奉申上置候通兼而 御賄所様ハ御渡被下置候兩 御丸御用与書記候御絵符并兩 御丸御用与国木綿江朱ニ而染出

候御幟右同様朱与墨ニ而相記候御用燈灯等彼地下請負人共御用之節為相用候様仕度御訴奉申上候乍恐六兵衛儀此節罷登り候而前文奉申上候通貨附出張取建并魚市場之儀右両様市中江御添触有之候様六兵衛の同所町 御奉行所様江御願奉申上度候間右之趣御聞濟之上御添翰被 成下置候様御慈悲偏奉願上候以上

但貸附金相滞万之一御訴訟奉申上候節先訴ニ不拘御取用ニ相成候様奉願上候一体大坂表ニ而ハ先訴壺人有之候得者其願相濟不申候内者跡の御訴訟仕候而も御取用ニ不相成候趣乍恐御用濟之筋ニ而貸渡金之類都而中抜もの与相唱先訴ニ不拘御取用ニ相成候先例御振合も有之り趣及承候付此段奉願上候儀ニ御座候間乍恐被為聞候訳被成下置候様奉願上候以上

本船町

活鯛屋長十郎

文政十三寅年九月七日

代倅長次郎

相司六兵衛

御番所様

御用活鯛に関係する人は古来より45人が扶持を貰っている。ここ数年来は問題なくやってきたが、最近御用も多く、助成金を3000両にして頂きたい旨を申し出るが、700両はあきらめ、2300百両を借りる事になった。2300両の内。1割の利息は230拾両になる。3歩は冥加金として69両を上納し、残りの7歩相当分の161両は活鯛運用の為に使うことになった。

活鯛事業永続の為に北堀江一丁目に魚市場が建設されることになり、冥加銀として年に銀30枚を下請負人から大坂町奉行所に納めることになった。魚市場開設のお触れ流しをするように奉行所に願い、認められた。御丸御用のために、木綿布には朱が入り、提灯も朱と墨が入っている。

## 8 「口上」

一江戸本船町活鯛屋長十郎活鯛納方相勤候中刎魚売捌場所取建仕度段奉願上候節谷町三丁目田中就助下請負相勤候砌病氣ニ付同家倅直治郎幼少ニ付代判治左衛門之下請負相勤罷在候ニ付天保二〔年〕十月二日右之段御願奉申上候所御聞濟相成次第ニ御座候然ル処其後江戸表活鯛請負人追々引替り当時者和泉屋三郎兵衛相勤罷在候ニ付一時酉年中同人義登坂仕私共下請負相勤ニ付内談行届申候故右三郎衛義近々登坂仕私共下請負人相成申候義御届ヶ取呉候様兼而示談仕候義ニ御座候然ル内魚会所守平野屋興兵衛病氣仕跡替り取調中親類三吉屋嘉兵衛相勤被在候ニ付去十一月廿八日右魚会所田中屋直治郎相勤度段々東 御役所江御届ヶ奉申上候

## 9 「差上申一札」天保七申年五月二日

差上申一札

一御用活鯛為助成御前借金貸附并上り鯛勿魚当表ニ而市売之義先納人本船町新兵衛店活鯛

屋長十郎願濟之趣ヲ以猶篤与取調之上奉申上候積り江戸町御奉行御添翰ヲ以当御役所江  
 申上候処貸附之義者未取調行届不申ニ付御用活鯛并□魚仕入方上り鯛勿魚市売相始メ候  
 義申上候処御聞届被成下左之通り被 仰渡候  
 一漁業仕入之義者私共及相對候義ニ付浦々漁師共名前帳御役所江差上候ニ不及  
 一御用印提灯小幟之義者御用活鯛仕入ニ罷越候節并御用活鯛運送又者囿所等ニ可相用候漁  
 船并□魚上り鯛勿魚等運送ニ者相用間敷候  
 右之通相心得不来之義無之様可仕旨候仰渡承知奉畏候下請負人共江茂申聞置候様可仕候依  
 而御請證文如件

御用活鯛納入

江戸本材木町吉太郎□□東浦賀住宅ニ付店支配人

同檜物町

仁左衛門

豊作

同川口町七次郎幼少ニ付

後見

七郎右衛門

三人代兼右

仁右衛門印

支配人

弥次右衛門

天保七申年五月二日

御奉行所

前書之通被仰渡御請證印ノ儀ニ付其旨相心得候様共仰聞承知畏急度□相守可申候以上

申五月三日

大坂屋長助

加賀屋興兵衛

播磨屋金兵衛

植田屋□□代判半兵衛

備前屋元吉

御用活鯛納入

この文書で魚を仕入れる場合、御用活鯛納入業者はそれぞれの濱の漁師と相対で決めてきた。今更漁師の名前帳を役所に提出するには及ばない。また、魚の運送だけでなく、「御用」の文字入り提灯並びに小幟を御用活鯛の仕入れ時に使用したり、活鯛を運送するとき、生簀などの場所にも使用する。

#### 10「御用廻鯛仕入并貸附録」請負方播磨屋伊兵衛

一江戸本船町活鯛屋長十郎相司録兵衛御用活鯛請負仕御申候処其度

但し家聞柳屋ト申候得共活鯛御用相勤候中者右鯛屋ト可申候事

一江戸堀江町四丁目清八店太郎相嘉浦賀住宅ニ付店支配人平七相司檜物町家持豊作後見弥治郎相勤罷在候其後

一武州長嶋浦庄主江戸表江出張致永嶋庄兵衛江相勤罷可候内活鯛納方差支之趣□□此度御召出候上当時江戸本材木町 和泉屋三郎兵衛活鯛納方為仰付候事次ニ活鯛浜方仕入御助

成金貸附□次第海津傳兵衛鈴木治左衛門右当人ニ而是迄金六千兩先々勤中之内又拝借金有之尤□□右滞り金六千兩壹ヶ年ニ□百兩ツ、割納奉願上候上ニ而願濟相越申候

四月廿七日

一 勿鯛諸魚売捌市場願濟并御助成金御前貸浜方并武家方在町共貸渡願濟同断

右兩用相認有之堀江四丁目清八店

吉太郎

相州東浦賀住居ニ付店支配人平七

煩ニ付右吉太郎

願書共都合願三冊并田地引当別紙帳面式冊貸附證文壹通

油紙包

象州奥三殿江差遣ス但し取次人

春木村吉田屋伊兵衛殿

一 右返書五月三日來文西來ル十日前後吉田屋伊兵衛殿御登坂之趣御座候事

活鯛一件

一 寅八月活鯛納方御上様御召出上被仰付候右ニ付新場肴問屋御相談之上御用活鯛請負中納鯛積金之処金高者日之商内高割付新魚場問屋一同割合ニて引請有之候然ル失脚示四拾五ふち者和泉屋三郎兵衛方へ請取相勤御座候事

貸附一件

一 御助貸金貸附候受人海津傳兵衛鈴木治左衛門右兩ニて引請尤先不納六千兩右之候処壹ヶ年式百兩ツ、

五月十三日

一 河内屋多五郎座敷ニて前武殿申延先日ニて吉日故相司塩飽屋源治殿前武女後見船屋佐兵衛殿共貸附金取扱人取締致度ニ付内談行昼出候事

一 五月廿三日河内屋前武との金六兩出金承知之趣河内屋治右衛門御申來候ニ付別紙之通算用書持参之事メ高尙貫五百五文棍傳取かへ分メ高式貫式百廿四文会所取□之分メ高六貫九百式拾六文家徳分取かへ但し右相調候処少し付掛右之凡金式分仰ニて宜敷様相見へ候事

五月廿五日

右算用書附者棍傳家徳兩人持参之事

一 附而廿三日ニ河内屋治右衛門金子六兩持参可仕旨ニ可事引取物其儘ニ差置沙汰無之故廿六日治右衛門方へ参り承り合候処河武女御出金掛合諸事之趣治右衛門不行届ニ而混雜仕直様元七へ掛合候処河武女御先相止度趣ニ付段々聽請及候処家徳御□□込之筋違事共有之候付一応宗西へ参り奥三十郎殿方引合上ニ可聞心仕度趣ニ可へ被申候間得其意乍併奥三江被参候共我等江引合之上ニ趣ヲ以御引合有之候ハ、吉田屋伊兵衛殿方へ参同人案内ニ可之御同伴斗致可申約定之懸合仕候事但し岸和田家中之□以御内実引合故下□不吉候次第とも右之事右者廿九日引合御免之事実ニ河内屋治右衛門掛合方不行届キニ而□□差支困り入候事治右衛門義已後相断申度候事

一 江戸魚場同屋拾三軒有之処右拾三軒之内ニて当商内高者和泉屋三郎兵衛ト外拾式軒与半

分ツ、割合相書儀趣同人の承り候事

- 一大坂堀江再記候哉下方の度々御頼込御座候ニ付其筋内聞仕早々可申上旨奉畏候右ニ付御帳面壺袋被下慥ニ奉預候右一條者元の受ニ不□舟先年取扱ニ多田弥治右衛門坂塚店仁左衛門其儘之取締名主何連も病代右之当時舟以□老人も無之候故別紙之通御問合被下置右返答ニ□但し熊井様之事其筋江相調早々可申上候尤仁右衛門罷置候先年々書留壺冊有之願書向も粗有之候得共中絶□□柄肝要之義ニ而奉存候先年者大坂御納与部之内にて内実御得心□可申上有之趣に書留御座候此度□願付候而者右憚候方も右之儀又者更ニ右□之間に御年はりと兵衛無之義是又御内聞被遊以上
- 一活鯛之義例之通り申談追而出来申候尤未夕不足分者秋活ニ而御規式之分岐而手当可仕積り御座候決而御差支ニト無御座候乍恐御安□奉願上候  
此度大坂北堀江魚市場御再願ニ付左ニ御問合仕候
- 一魚市場御聞濟年月之事  
但北堀江にて何之子細何ヶ年程市立売捌有候処何之子細にて何年の中役之掟柄并此度再願御發起人方之御名前御宿所□共
- 一貸附御聞濟年銀并何程在之被仰立之事  
但し此度銀主御名前尤於何方何ヶ年程貸附候処何之子細にて何年の中□之訳當時貸□高下上且此度右貸附候再願ニ付銀主發起人御名前之事
- 一活鯛五千枚御本途直段ニ而江戸表江積廻し候御対談之所先年何程□積下し候哉又者右者名目而已候哉運賃諸送り何連之罷候哉之事
- 一納入江助成金式百兩之義者貸附金右之故年々出銀にて候哉又者魚市場ニ付者助成候哉
- 一御上納壹ヶ年銀三拾番是者四拾番之場所御拝借ニ付御上納候哉中□ニ渡當時迄も御上納候哉上納成候御方之御名前共右之通御問合申上候何も事実被為知与被下度事  
摂州郡山之内□尾此義高槻領ニ右之旨承り事
- 一貸附金江戸表願濟 九條村加嶋屋傳兵衛殿渡  
并 證文雛形壺通  
同 帳面壺冊  
同 勘定書壺冊  
御用丁ちん壺
- 一七月八日播伊大勘加賀興三人堺イ方ニ而奥三様江戸表の御卒之趣別紙有之通相認奥三様御お渡候事

請負方

播磨屋伊兵衛